

平成26年2月28日

中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る法対象条例環境影響評価審査書の公告について（お知らせ）

標記法対象事業について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第62条第1項の規定に基づき法対象条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 法対象事業者の名称及び住所
名 称：東海旅客鉄道株式会社
代 表 者：代表取締役社長 山田 佳臣
主たる事務所の所在地：愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
- 2 法対象事業の名称、種類及び規模
名 称：中央新幹線（東京都・名古屋市間）
種 類：新幹線鉄道の建設
規 模：東京都から名古屋市間の新幹線鉄道の建設 延長 約286km
（内、川崎市 約16km）
- 3 法対象事業を実施する区域
起 点：東京都港区
終 点：愛知県名古屋市
川崎市内については、中原区、高津区、宮前区、麻生区
- 4 法対象条例環境影響評価審査書公告年月日
平成26年2月28日（金）
- 5 法対象事業者問合せ先
名 称：東海旅客鉄道株式会社 環境保全事務所（神奈川）
所 在 地：神奈川県相模原市中央区相模原4-3-14
相模原第一生命ビル4F
電話番号：042-756-7261

（川崎市環境局環境評価室 担当）
電話044-200-2156

中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る法対象条例環境影響評価審査書

平成26年2月

川崎市

はじめに

中央新幹線（東京都・名古屋市間）（以下「法対象事業」という。）は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、国土交通大臣から営業主体及び建設主体として指名された東海旅客鉄道株式会社（以下「法対象事業者」という。）が、東海道新幹線の将来の経年劣化への抜本的な備えや将来の大規模災害への抜本対策を目的に、東京都港区を起点とし、甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部を経て、愛知県名古屋市に至る延長約 286 km の区間において、超電導磁気浮上方式を採用した新幹線鉄道を建設するものである。

法対象事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 23 年 9 月 20 日に当該法対象事業に係る法対象事業実施届及び法対象条例環境影響評価方法書（以下「法対象条例方法書」という。）を提出した。その後、条例に基づく手続を経て、法対象条例方法審査書を踏まえ、法対象事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、平成 25 年 9 月 18 日に法対象条例環境影響評価準備書（以下「法対象条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて法対象条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、法対象事業者が作成した法対象条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

さらに、関係住民からの申出に基づき公聴会を開催した。これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成 26 年 2 月 25 日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 法対象事業の概要

(1) 法対象事業者

名 称：東海旅客鉄道株式会社

代表者：代表取締役社長 山田 佳臣

主たる事務所の所在地：愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

(2) 法対象事業の名称及び種類

名 称：中央新幹線（東京都・名古屋市間）

種 類：新幹線鉄道の建設

(3) 法対象事業を実施する区域

起 点：東京都港区

終 点：愛知県名古屋市

主要な経過地：甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部

延 長：約 286 km

(4) 計画の概要

ア 目 的

東京都から名古屋市間における超電導磁気浮上方式を採用した新幹線鉄道の建設

イ 対象鉄道建設等事業の規模

東京都から名古屋市間 延長：約 286 km（内、川崎市 約 16 km）

このうち、山梨リニア実験線（上野原市から笛吹市間）42.8 kmを含む。

ウ 対象鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力

単線、複線の別：複線

動 力：交流 33,000 ボルト

エ 対象鉄道建設等事業に係る鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度

最高設計速度：505 km/h

オ 川崎市域内における対象鉄道建設等事業の工事計画の概要

事業実施区域：中原区、高津区、宮前区及び麻生区を通過する路線

トンネル：16.3km

保守用車留置施設：1箇所

非常口（都市部）：5箇所

（非常口には、供用時のトンネル施設内の換気を行うための換気施設を設置する。）

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本事業は、新幹線鉄道の建設事業であり、工事中における交通安全対策等、生活環境上の配慮が求められることから、法対象条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、次の事項及び個別事項に十分留意し、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

ア 長期間の工事における環境配慮

本事業の工事は10年以上の長期に及ぶものであり、川崎市内では、中原区を始め市内各所で、条例の対象となる大規模事業が実施又は予定されていることから、これらの事業との工期が重複することにより工事用車両の走行に伴う環境への影響が懸念される。このため、工事の実施に当たっては、他の事業者との間で連絡、調整を図り、環境影響の低減に努めること。

イ 関係機関との協議等

事業の進捗に応じて、その進捗の状況や環境保全のための措置の実施状況等を積極的に公表するとともに、関係機関との協議、調整を適切に行うこと。

ウ 工事説明等の実施及び問合せ等窓口の市内設置

工事開始前に、関係地域において工事説明等を行い、予測及び評価の内容や講じようとする環境保全のための措置等の内容について改めて周知を図ること。また、関係住民の問合せ等の窓口として、川崎市内に環境保全対応の事務所を速やかに設置し、その周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 人と自然とのふれあい活動の場

本事業の工事により、人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変はなく、また、その活動の場が持つ機能の変化の程度及びその活動の場までの利用経路阻害の程度は少ないと予測している。さらに、利

利用者に対して、案内板及びチラシ等により利用上の支障事項等を適切に説明し、仮設物の形式、色合いの検討を行うことにより利用性への影響や快適性への影響を緩和することができるとしている。

このことから、本事業による影響は、法対象事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されており、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、人と自然とのふれあい活動の場は、季節的な要因や催事の有無等によってその利用状況が大きく異なることから、利用経路に交通誘導員を配置するなどその利用状況に応じた低減対策を実施すること。

イ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑について、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時における交差点需要率は 0.570～0.814 で、全ての予測地点で、交差点交通流に支障が出るとされる交差点需要率 0.9 を下回り、その増加分は 0.000～0.093 と予測している。さらに、発生土の運搬について、貨物列車運搬等を含む車両走行ルート分散化を図るとともに、可能な限り混雑時間帯を避けた時間帯に車両が走行するよう走行時間帯を管理するとしている。

一方、交通安全については、工事従事者への講習・指導、通学路、通学時間帯等の安全確保に係る情報伝達及び注意喚起の徹底、周辺住民に対する工事計画内容の説明、交通誘導員による誘導等により交通安全の確保を徹底するとしている。また、具体的な工事計画の策定に当たっては、交通管理者及び道路管理者と協議を行い、安全かつ円滑な交通の確保に配慮した計画を策定するとしている。

これらのことから、本事業の実施に伴う影響は、法対象事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られており、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、地域の交通状況に対して最大限の配慮が求められていることから、次の事項に十分留意すること。

(ア) 工事用車両の走行に伴い交差点需要率が0.8を超えると予測しているガス橋及び野川の2箇所の交差点については、その影響をより詳細に把握する必要があることから、交差点における車線別の混雑度についても予測及び評価を行い、その結果を法対象条例環境影響評価書（以下「法対象条例評価書」という。）で明らかにすること。

(イ) 具体的な走行計画の策定に当たっては、交通管理者及び道路管理者と協議するとしているが、地域の状況に応じて、教育機関、福祉施設等の管理者や、バス事業者等とも協議を行うこと。特に、東百合丘非常口周辺では、ごみ焼却場及び市民利用施設が存在することから、これらの施設の管理者とも協議の上、適切な走行計画を策定すること。

(ウ) 交通量のモニタリングについては、モニタリングを実施する具体的な地点、回数、時期等を法対象条例評価書で明らかにした上で、適切に実施し、その結果については、モニタリング実施後速やかに公表すること。また、モニタリングの実施に当たっては、交通量の週間変動、季節変動や大型車の車種の違いにより交差点に与える影響が異なることから、交通量の変動状況や大型車の車種区分による影響を含めて把握すること。

(エ) 東百合丘非常口の工事に使用する道路となっている市道王禅寺35号は、大型自動車の通行が規制されている生活道路であり、周辺の小学校の通学路にも指定されている。このため、交通安全など生活環境への影響が懸念されることから、当該道路の走行を回避するよう、交通管理者、道路管理者等と十分な協議を行い、工事で使用する道路を選定すること。

また、新たに選定した道路については、地域交通の予測及び評価の地点を設定し、影響の程度、環境保全のための措置等を法対象条例評価書等で明らかにすること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

法対象条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目の環境配慮については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施内容については、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成23年	9月20日	法対象事業実施届及び法対象条例方法書の受理
	9月27日	法対象条例方法書の公告、縦覧開始
11月	10日	法対象条例方法書の縦覧終了、意見書の提出締切り 意見書の提出 43名、43通
12月	7日	市長から審議会に法対象条例方法書について諮問
平成24年	1月19日	審議会から市長に法対象条例方法書について答申
	1月26日	法対象条例方法審査書の公告 法対象事業者宛て送付
平成25年	9月18日	法対象条例準備書の受理
	9月20日	法対象条例準備書の公告、縦覧開始
11月	5日	法対象条例準備書の縦覧終了、意見書の提出締切り 意見書の提出 422名、3,791通
	11月25日	法対象条例見解書の受理
	11月26日	法対象条例見解書の公告、縦覧開始
	12月25日	市長から審議会に法対象条例準備書について諮問

- 平成25年12月25日 法対象条例見解書の縦覧終了、法対象条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の締切り
- 第1回・麻生区役所 申出者 1名
- 第2回・宮前区役所 申出者 3名
- 平成26年 1月 8日 法対象条例公聴会の傍聴の申込みの締切り
- 1月18日 法対象条例公聴会の開催（第1回・麻生区役所）
- 公述人 1名、傍聴人 56名
- 1月19日 法対象条例公聴会の開催（第2回・宮前区役所）
- 公述人 3名、傍聴人 38名
- 2月25日 審議会から市長に法対象条例準備書について答申
- 2月28日 法対象条例審査書の公告、法対象事業者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

- 平成23年 12月 7日 審議会（法対象条例方法書事業者説明及び審議）
- 12月20日 審議会（法対象条例方法書事業者説明及び審議）
- 平成24年 1月18日 審議会（法対象条例方法書答申案審議）
- 平成25年 12月25日 審議会（現地視察）
- 平成26年 1月14日 審議会（法対象条例準備書事業者説明及び審議）
- 2月 7日 審議会（法対象条例準備書事業者説明及び審議）
- 2月19日 審議会（法対象条例準備書答申案審議）